

全産廃連発第 191 号  
平成 15 年 6 月 10 日

環境省廃棄物・リサイクル対策部  
産業廃棄物課  
課長 森谷 賢 様

社団法人全国産業廃棄物連合会  
会長 國中 賢吉

改正廃棄物処理法に伴う施行令・規則の改正について（要望）

当連合会の事業の運営につきましては、日頃から格別のご指導、ご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

当連合会において別紙のとおり要望いたしますので、実現方よろしく願い申し上げます。

(別紙)

## 改正廃棄物処理法に伴う施行令・規則への要望

### 1. 改正法案「第三章 第六節 産業廃棄物の処理に係る特例」について

- (1) 「産業廃棄物の再生利用に係る特例(改正法案第15条の4の2)」については、リサイクルを隠れ蓑にした不適正な処理が行われないように、従来からの方針に基づき厳しく対処されたいこと。
- (2) 「産業廃棄物の広域的処理に係る特例(改正法案第15条の4の3)」による認定(以下、「認定」という。)に際しては以下の点に配慮して頂きたいこと。
  - a 認定を受ける者の基準として事業規模を設定するべきではないこと。
  - b 認定を受ける者の基準として廃棄物処理業の欠格要件(法第14条第3項2号)を適用すること。
  - c 認定を受けようとする者が設置し、又は設置しようとする施設(以下、「認定施設」という。)の基準は、産業廃棄物処理施設の技術上の基準(施行規則第12条、12条の2)及び産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準(施行規則第12条の6、7)を適用すること。
  - d 認定施設は、生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類の添付(施行規則第11条の2)を義務づけること。
  - e 認定を受けた者に対し、書面による委託契約及び添付書面を除外もしくは免除しないこと。
  - f 産業廃棄物管理票の交付を義務づけること。したがって産業廃棄物管理票の交付を要しない場合(施行規則第8条の19)のうち、「法第15条の4の2第2項の認定を受けた者に、当該認定に係わる産業廃棄物の当該認定に係わる運搬又は処分を委託する場合(第4号)」、「第9条第2号又は第3号の指定を受けた者に当該指定に係る産業廃棄物のみを運搬を委託する場合(第5号)」、「第10条の3第2号又は第3号の指定を受けた者に当該指定に係る産業廃棄物のみを処分を委託する場合(第6号)」を削除すること。
  - g 認定を受けた者に対し、帳簿に関する義務(備えること、記載事項、保存)を除外もしくは免除しないこと。
  - h 認定を受けた者が委託を行う場合は、施設を所有している者に限定すること。
  - i 委託先が違反行為をした場合、認定者の処分(認定の取り消し、許可の取り消し、罰則等)も必要であること。

### 2. 改正法案第15条の2の4「産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例」について

改正法案第15条の2の4の特例を受けた施設を有する者を、一般廃棄物処分業の許可を要しない者(施行規則第2条の3)の要件に加えること。